

令和 8 年度

定 期 総 会 資 料

令和 8 年 6 月 26 日（金）

東京都立中央図書館

全国公共図書館協議会

次第

I 総会

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓挨拶
- 4 議長選出

5 議題

協議事項

- (1) 令和7年度事業報告について
- (2) 令和7年度決算について
- (3) 令和7年度会計監査報告について
- (4) 令和8年度事業計画（案）について
- (5) 令和8年度予算（案）について
- (6) 令和8年度表彰について
- (7) 文科省有識者会議報告書への対応について

報告事項

- (1) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
- (2) 「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の動向について
- (3) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について

その他

II 事例報告

内容 「長野県における電子図書館サービスについて」

報告者 県立長野図書館長 森 いづみ 様

令和8年度 役員の異動

令和8年5月22日現在

No.	地区名	図書館名	職名	令和8年度氏名	令和7年度氏名	全公図役職名
1	北日本	北海道立図書館	館長	齊藤 順二	岸本 亮	代表理事
2		青森県立図書館	館長	早野 英明	渡部 泰雄	理事
3		山形県立図書館	館長	後藤 絵美		理事
4		福島県立図書館	館長	大江 賢一		理事
5	関東	県立長野図書館	館長	森 いづみ		代表理事
6		群馬県立図書館	館長	砂盃 香織	吉澤 隆雄	理事
7		東京都立中央図書館	館長	末村 智子	岩野 恵子	理事
8		神奈川県立図書館	館長	村上 剛史	市川 秀樹	理事
9		新潟県立図書館	館長	中村 正和	細谷 悟	理事
10		山梨県立図書館	館長	金田一 秀穂		理事
11		静岡県立中央図書館	館長	渡辺 賢一	高橋 健二	理事
12	東海・北陸	石川県立図書館	館長	田村 俊作		代表理事
13		愛知県図書館	館長	北村 健一	輿水 弘之	理事
14		名古屋市鶴舞中央図書館	館長	加藤 晴生		理事
15	近畿	大阪府立中央図書館	館長	三和 利恵子		代表理事
16		大阪府立中央図書館	館長	石田 智子		理事
17		和歌山県立図書館	館長	清水 博行		理事
18		京都府立図書館	館長	川口 浩文	松本 一男	理事
19	中国	山口県立山口図書館	館長	大塚 泰二		代表理事
20		島根県立図書館	館長	小山 美保	原 圭子	理事
21		岡山市立中央図書館	館長	菅野 啓子	永田 朱美	理事
22	四国	徳島県立図書館	館長	大井 文恵	露口 悦之	代表理事
23		愛媛県立図書館	館長	松岡 徹		理事
24		高知県立図書館	館長	杉本 幸三		理事
25	九州	宮崎県立図書館	館長	海野 由憲	田代 暢明	代表理事
26		熊本県立図書館	館長	野尾 晴一朗		理事
27		大分県立図書館	館長	衛藤 博至	石掛 忠男	理事
28		福岡市総合図書館	館長	中西 妙子	松崎 ちはる	理事
29	客員	国立国会図書館	総務部主任参事	松井 俊		客員理事
30	監事	千葉県立西部図書館	館長	中野 晶子	忍足 哲也	監事
31		川口市立中央図書館	館長	谷田部 哲	高野 久徳	監事
32		大阪府立中之島図書館	館長	岡野 健一	大賀 浩一	監事

協議（１） 令和７年度事業報告

I 総会及び理事会等

1 総会

期日 令和７年６月27日（金） 午前10時から11時まで

場所 東京都立中央図書館（対面開催）

出席者 62名（ほか委任状提出者902名）

議題

○協議事項

- （１）令和７・８年度 役員の選出（案）
- （２）令和６年度事業報告
- （３）令和６年度決算
- （４）令和６年度会計監査報告
- （５）令和７年度事業計画（案）
- （６）令和７年度予算（案）
- （７）令和７年度表彰
- （８）研修への取組に関する方向性について

○報告事項

- （１）全国公共図書館協議会の予備費について
- （２）図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
- （３）「図書館・学校図書館の運営の充実に係る有識者会議」の動向について
- （４）「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について
- （５）図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

○事例報告

内容 「令和６年能登半島地震と石川県立図書館」

報告者 石川県立図書館利用推進課長 空 良寛 様

2 第１回理事会

期日 令和７年５月23日（金） 午後２時から午後３時まで

場所 東京都立中央図書館（オンライン開催）

出席者 25名（ほか委任状提出者３名）

議題

○協議事項

- （１）令和７・８年度 役員の選出（案）
- （２）令和６年度事業報告について

- (3) 令和6年度決算について
- (4) 令和6年度会計監査報告について
- (5) 令和7年度事業計画（案）について
- (6) 令和7年度予算（案）について
- (7) 令和7年度表彰（案）について
- (8) 研修への取組に関する方向性について

○報告事項

- (1) 全国公共図書館協議会の予備費について
- (2) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況について
- (3) 「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の動向について
- (4) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向について
- (5) 図書館等公衆送信サービス実施・検討状況に関するアンケートの実施について

3 第2回理事会（書面開催）

期日 令和8年1月下旬～2月中旬

（1月29日開催通知送付、2月20日締切、3月10日結果送付）

議題

○協議事項

- (1) 令和8年度全国公共図書館協議会事業計画（案）

○報告事項

- (1) 令和7年度全国公共図書館協議会調査研究事業
- (2) 図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会等の進捗状況
- (3) 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の動向
- (4) 「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の動向

○聴取事項

- (1) 令和8～10年度全国公共図書館協議会調査研究事業

II 研究集会

期日 令和7年6月27日（金） 午後1時30分～3時
 場所 東京都立中央図書館（対面開催）
 出席者 63名
 内容 「自然災害と図書館の備え」
 講師 株式会社栗原研究室

Ⅲ 調査・研究事業及び情報活動等

1 調査研究事業

「公立図書館における電子図書館サービス」をテーマに、令和5～7年度の3か年で調査研究を行う。3年目である令和7年度は、福島幸宏氏（慶應義塾大学文学部 准教授）を助言者とし、令和6年度に実施した実態調査の結果を分析し、報告書の作成を進めた。

※令和8年5月22日時点で未発行

2 情報活動

ニューズレター107号、108号を発行し、ホームページに掲載した。

Ⅳ 表彰

表彰規程により実施した。

表彰者 120名

（内訳）図書館職員	84名
図書館長	5名
図書館協議会委員	31名
その他	0名

Ⅴ その他

令和7年度に開催された「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」に、構成員として全国公共図書館協議会副会長（静岡県立中央図書館 館長 高橋健二氏）を派遣した。

協議（２） 令和７年度決算

１ 収入の部

（単位：円）

科 目	予算額	収入済額	増減額	備 考
１ 分担金	1498700	1498700	0	
２ 雑収入	100	4,094	3,994	預金利子等
３ 繰越金	1,515,143	1,515,143	0	
計	3,013,943	3,017,937	3,994	

２ 支出の部

（単位：円）

科 目	当初予算額	支出済額	残 額	備 考
１ 会議費	70,000	63,595	6,405	
(1)総会費	70,000	63,595	6,405	
(2)理事会費	0	0	0	
２ 事業費	1,525,000	465,965	1,059,035	全国公共図書館協議会研究集会講師謝礼 50,000 令和7年度全国公共図書館協議会研究集会録音データ反訳 26,565 全国公共図書館協議会調査研究事業調査票の設計・作成等委託 389,400
３ 表彰費	165,000	145,543	19,457	丸筒の購入 22,000 表彰状の印刷 61,600 表彰状の筆耕 61,943
４ 普及費	0	0	0	
５ 諸支出金	0	0	0	
６ 事務局費	110,000	71,950	38,050	
(1)事務費	100,000	71,950	28,050	通信運搬費 50,670 事務用消耗品費 21,280
(2)職員費	10,000	0	10,000	
７ 予備費	1,143,943	0	1,143,943	
計	3,013,943	747,053	2,266,890	

３ 繰越額

収入済額	3,017,937
支出済額	747,053
差引繰越額	2,270,884

協議（３） 令和７年度会計監査報告

会 計 監 査 報 告

令和７年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和 8 年 5 月 4 日

監 事 千葉県立西部図書館長

中野 晶子



会 計 監 査 報 告

令和7年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和 8 年 5 月 7 日

監 事 川口市立中央図書館長

谷田部 哲



会 計 監 査 報 告

令和7年度全国公共図書館協議会の会計監査を行った結果、帳簿、預金通帳、証票等すべて正確に処理され、適正に収支されたことを認めます。

令和 8 年 5 月 7 日

監 事 大阪府立中之島図書館長

岡野 健一



協議（４） 令和８年度事業計画（案）

I 総会及び理事会等

1 総会

期日 令和８年６月26日（金） 午前10時～11時

場所 東京都立中央図書館（対面開催予定）

※総会後に、事例報告を予定（45分程度）

※事例報告については、後日のオンデマンド配信を検討

2 理事会

第１回 令和８年５月22日（金）（オンライン開催）

第２回 令和９年１月下旬～２月上旬（書面開催）

II 研究集会

期日 令和８年６月26日（金） 午後１時30分～３時

場所 東京都立中央図書館（対面開催予定）

内容 「調査研究事業「公立図書館における電子図書館サービス」報告」（仮）

講師 慶應義塾大学文学部 准教授 福島幸宏氏

III 調査研究事業及び情報活動等

1 調査研究事業

「公立図書館における他機関（行政機関、学校など）との連携」をテーマに、令和８～10年度の３か年で調査研究を行う。１年目である令和８年度は、松本直樹氏（慶應義塾大学文学部 教授）を助言者とし、調査・分析の方針決定、調査票設計を行う。

2 情報活動

ニューズレターを年２回発行する。

IV 表彰

表彰規程により実施する。

表彰者 146名

（内訳）図書館職員 113名

図書館長 2名

図書館協議会委員 31名

その他 0名

協議（５） 令和８年度予算（案）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	説 明
1 分担金	1,498,700	1,498,700	0	
2 雑収入	100	100	0	預金利子等
3 繰越金	2,270,884	1,515,143	755,741	
計	3,769,684	3,013,943	755,741	

2 支出の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	説 明
1 会議費	70,000	70,000	0	
(1) 総会費	70,000	70,000	0	資料印刷費 50,000 消耗品費等 20,000
(2) 理事会費	0	0	0	理事会経費 0
2 事業費	1,275,000	1,525,000	△ 250,000	印刷製本費（R7分） 550,000 調査設計等委託費 500,000 編集委員会等旅費 0 動画撮影等委託費 0 謝金 180,000 講演記録反訳等 45,000
3 表彰費	172,000	165,000	7,000	表彰状印刷費 70,000 表彰用筒等代金 25,000 筆耕料等 77,000
4 普及費	0	0	0	
5 諸支出金	0	0	0	
6 事務局費	110,000	110,000	0	
(1) 事務費	100,000	100,000	0	通信運搬費 60,000 事務用消耗品費 40,000
(2) 職員費	10,000	10,000	0	事務局旅費等 10,000
7 予備費	2,142,684	1,143,943	998,741	次年度分担金収入までの期間の運転資金を含む
計	3,769,684	3,013,943	755,741	

協議（6）令和8年度表彰

1 都道府県別表彰者数

N0	都道府県名	人数	N0	都道府県名	人数	N0	都道府県名	人数
1	北海道	2	17	石 川	3	33	岡 山	1
2	青 森	2	18	福 井	4	34	広 島	8
3	岩 手	3	19	山 梨	2	35	山 口	0
4	宮 城	0	20	長 野	0	36	徳 島	1
5	秋 田	3	21	岐 阜	2	37	香 川	2
6	山 形	0	22	静 岡	3	38	愛 媛	2
7	福 島	6	23	愛 知	8	39	高 知	0
8	茨 城	0	24	三 重	1	40	福 岡	1
9	栃 木	4	25	滋 賀	6	41	佐 賀	1
10	群 馬	3	26	京 都	4	42	長 崎	1
11	埼 玉	11	27	大 阪	16	43	熊 本	1
12	千 葉	6	28	兵 庫	0	44	大 分	1
13	東 京	11	29	奈 良	1	45	宮 崎	0
14	神奈川	8	30	和歌山	4	46	鹿児島	0
15	新 潟	10	31	鳥 取	1	47	沖 縄	0
16	富 山	2	32	島 根	1			

2 表彰者総数 146 名

（内訳）	図書館職員	113 名
	図書館長	2 名
	図書館協議会委員	31 名
	その他	0 名

図書館職員：表彰規程第2条第1項の1及び2（内規第2号（1）及び（3））又は4に該当するもの

図書館長：表彰規程第2条第1項の2（内規第2号（2））に該当するもの

図書館協議会委員：表彰規程第2条第1項の3に該当するもの

その他：表彰規程第2条第1項の4に該当するもの

令和8年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏 名	図 書 館 名	区分
1	北海道 2	小 川 靖 子	北海道立図書館	職員
2		原 美 代 子	北海道立図書館	職員
3	青森県 2	定 晴 美	青森市民図書館	職員
4		川 村 美 和 子	田子町立図書館	職員
5	岩手県 3	大 橋 清 司	盛岡市図書館	委員
6		麥 倉 哲	盛岡市図書館	委員
7		藤 田 隆	宮古市立図書館	委員
8	秋田県 3	成 田 亮 子	秋田県立図書館	職員
9		藤 原 真 理 子	秋田市立中央図書館明德館	職員
10		今 野 龍 悦	大仙市立大曲図書館	委員
11	福島県 6	高 野 香 里	福島県立図書館	職員
12		西 牧 美 也 子	小野町図書館	職員
13		藤 田 美 智 子	伊達市立図書館	委員
14		成 田 陽 子	会津若松市立会津図書館	職員
15		庄 司 朝 子	福島市立図書館	委員
16		高 森 久 仁 子	福島市立図書館	委員
17	栃木県 4	高 坂 靖 路	宇都宮市立南図書館	職員
18		江 藤 和 枝	小山市立中央図書館	職員
19		大 塚 由 香 利	小山市立中央図書館	職員
20		伊 澤 幸 子	下野市立石橋図書館	職員
21	群馬県 3	諸 橋 恭 子	群馬県立図書館	職員
22		俣 田 さ や か	群馬県立図書館	職員
23		坂 部 昌 子	吉岡町図書館	職員
24	埼玉県 11	大 島 恵 津 子	埼玉県立熊谷図書館	職員
25		須 藤 ゆ み 子	埼玉県立熊谷図書館	職員
26		岡 田 雅 彦	さいたま市立中央図書館	職員
27		加 藤 道 雄	加須市立加須図書館	委員
28		能 登 和 枝	加須市立加須図書館	委員
29		永 尾 路 子	本庄市立図書館	委員
30		田 邊 晶 子	本庄市立図書館	委員
31		寺 本 真 由 美	羽生市立図書館	職員
32		鈴 木 美 樹	志木市立柳瀬川図書館	職員
33		寺 西 章 子	三郷市立早稲田図書館	職員
34		五 十 嵐 京	毛呂山町立図書館	館長

令和8年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏 名	図 書 館 名	区分
35	千葉県 6	岡 野 重 吾	習志野市立中央図書館	館長
36		黒 澤 真 澄	船橋市西図書館	委員
37		西 村 彩 枝 子	浦安市立中央図書館	委員
38		鈴 木 香 誉 子	浦安市立中央図書館	職員
39		加 野 雅 子	成田市立図書館	職員
40		小 野 寺 理 加	君津市立中央図書館	職員
41	東京都 11	余 野 桃 子	東京都立中央図書館	職員
42		曾 根 美 穂	東京都立中央図書館	職員
43		神 田 も も え	練馬区立練馬図書館	職員
44		成 島 礼 子	練馬区立練馬図書館	職員
45		新 開 優 子	練馬区立練馬図書館	職員
46		野 末 俊 比 古	調布市立中央図書館	委員
47		高 松 昌 司	町田市立図書館	職員
48		藤 村 せ っ 子	くにたち中央図書館	職員
49		米 山 薫	多摩市立中央図書館	職員
50		長 峰 理 代	多摩市立中央図書館	職員
51		永 井 幸 子	多摩市立中央図書館	職員
52	神奈川県 8	菅 井 紀 子	神奈川県立川崎図書館	職員
53		奥 村 純 子	横浜市旭図書館	職員
54		大 村 み ど り	川崎市立中原図書館	職員
55		吉 井 聡 子	川崎市立中原図書館	職員
56		澁 谷 桂 子	川崎市立高津図書館	職員
57		鈴 木 正 人	川崎市立多摩図書館	職員
58		原 田 里 美	川崎市立多摩図書館	職員
59		辻 伸 枝	逗子市立図書館	委員
60	新潟県 10	有 本 教 子	新潟県立図書館	職員
61		佐 藤 智 子	新潟県立図書館	職員
62		寺 尾 茂 子	新潟県立図書館	職員
63		富 岡 哲 也	新潟県立図書館	職員
64		長 谷 川 櫻 子	新潟県立図書館	職員
65		伊 藤 幸 子	新潟市立亀田図書館	職員
66		祖 父 江 陽 子	新潟市立中央図書館	職員
67		高 橋 江 里 子	新潟市立中央図書館	職員
68		辰 口 裕 美	新潟市立西川図書館	職員
69		渡 邊 実 和	新潟市立亀田図書館	職員

令和8年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏 名	図 書 館 名	区分
70	富山県 2	竹 島 和 子	舟橋村立図書館	委員
71		米 田 清 美	射水市中央図書館	職員
72	石川県 3	吉 村 和 也	金沢市立玉川図書館	職員
73		鴻 野 俊 雄	七尾市立図書館	委員
74		向 江 薫	南部図書館（小松市立図書館分館）	職員
75	福井県 4	田 中 智 美	福井県立図書館	職員
76		山 本 和 之	福井県立図書館	職員
77		川 越 裕 子	福井市立図書館	職員
78		土 本 陽 子	福井市立みどり図書館	職員
79	山梨県 2	森 本 さ く ら	南アルプス市立図書館	職員
80		樋 口 由 紀	笛吹市御坂図書館	職員
81	岐阜県 2	桑 澤 芳 江	中津川市立図書館	委員
82		藤 村 裕 子	各務原市立中央図書館	職員
83	静岡県 3	青 山 滋 乃	静岡県立中央図書館	職員
84		渡 邊 基 史	三島市立図書館	職員
85		青 島 公 悦	磐田市立中央図書館	委員
86	愛知県 8	岩 田 え り こ	愛知県図書館	職員
87		篠 田 昌 受	名古屋市鶴舞中央図書館	職員
88		山 形 知 美	名古屋市北図書館	職員
89		小 垣 弥 生	名古屋市港図書館	職員
90		前 田 亮 子	名古屋市山田図書館	職員
91		室 実 千 代	岡崎市立中央図書館	職員
92		天 野 喜 栄	岡崎市立中央図書館	職員
93		藤 本 節 子	知立市図書館	職員
94	三重県 1	滕 英 理	四日市市立図書館	職員
95	滋賀県 6	田 村 隆	滋賀県立図書館	職員
96		早 川 久 登	野洲図書館	委員
97		松 山 裕 子	野洲図書館	委員
98		山 梶 瑞 穂	東近江市立蒲生図書館	職員
99		齋 藤 民 男	東近江市永源寺図書館	職員
100		辰 巳 和 美	愛荘町立図書館	委員
101	京都府 4	中 野 薫	京都市伏見中央図書館	職員
102		脇 智 江 子	京都市久世ふれあいセンター図書館	職員
103		上 崎 恵 子	城陽市立図書館	職員
104		出 口 宏 子	八幡市立図書館	職員

令和8年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏 名	図 書 館 名	区分
105	大阪府 16	井 本 花 王	大阪市立中央図書館	職員
106		上 田 優 里	大阪市立中央図書館	職員
107		澤 谷 晃 子	大阪市立中央図書館	職員
108		檜 崎 佳 代	大阪市立中央図書館	職員
109		野 村 由 紀	大阪市立中央図書館	職員
110		濱 岡 愛	大阪市立中央図書館	職員
111		和 田 充 洋	大阪市立大正図書館	職員
112		松 本 ち え み	八尾市立八尾図書館	職員
113		中 村 友 美	八尾市立山本図書館	職員
114		阪 口 雅 子	八尾市立山本図書館	職員
115		細 井 正 人	羽曳野市立中央図書館	職員
116		梶 尚 子	四條畷市立四條畷図書館	職員
117		田 中 学	四條畷市立四條畷図書館	職員
118		盛 野 あ さ み	四條畷市立四條畷図書館	職員
119		渡 邊 み ゆ き	四條畷市立四條畷図書館	職員
120		松 井 公 仁 子	四條畷市立田原図書館	職員
121	奈良県 1	竹 内 里 穂	斑鳩町立図書館	職員
122	和歌山県 4	足 立 有 希 子	和歌山県立図書館	職員
123		藤 田 達 子	和歌山県立図書館	職員
124		上 中 章 嘉	新宮市立図書館	委員
125		濱 野 小 夜 子	新宮市立図書館	委員
126	鳥取県 1	中 尾 有 希 子	鳥取県立図書館	職員
127	島根県 1	保 科 知 子	島根県立図書館	職員
128	岡山県 1	三 宅 康 栄	赤磐市立中央図書館	職員
129	広島県 8	畠 中 由 希 子	広島市立中央図書館	職員
130		塚 田 文	広島市立中央図書館	職員
131		中 村 仁 美	広島市立中央図書館	職員
132		越 智 千 晴	広島市立中央図書館	職員
133		中 井 有 希 子	広島市立中央図書館	職員
134		萩 原 佳 恵	三原市立中央図書館	職員
135		富 島 由 美	東広島市立黒瀬図書館	職員
136		村 上 美 恵 子	はつかいち市民図書館	委員
137	徳島県 1	田 村 加 代	徳島県立図書館	職員
138	香川県 2	土 井 由 紀	香川県立図書館	職員
139		清 國 祐 二	香川県立図書館	委員

令和 8 年度全国公共図書館協議会表彰候補者名簿

No.	都道府県名	氏 名	図 書 館 名	区分
140	愛媛県 2	越 智 い つ み	四国中央市三島図書館	職員
141		山 本 慧 子	大洲市立図書館	委員
142	福岡県 1	一 ノ 瀬 留 美	筑後市立図書館	委員
143	佐賀県 1	白 根 恵 子	佐賀県立図書館	委員
144	長崎県 1	岡 澤 清 美	平戸市立図書館	委員
145	熊本県 1	徳 田 武 治	八代市立図書館	委員
146	大分県 1	神 野 貞 子	大分県立図書館	職員

協議（７） 文科省有識者会議報告書への対応について（案）

1 経緯

（１）令和６年度

- 県立長野図書館から、文部科学省による「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）開催に伴い、社会の要請に応じた業務・サービスの最適化が求められる中、全国公共図書館協議会を主催団体の一つとして、特に広域サービスの中核を担う中堅職員を対象とした研修を実施できないかとの提案があった。
- しかし、当協議会規約第５条の事業内容に研修事業がないことから、「（４）その他目的を達成するために必要な事業」として、研修講師の旅費を援助する方向で第２回理事会に諮った。その結果、研修講師に関する費用負担について、令和７年度予算から支出することとし、主催団体のうちの一つとなることについて承認された。
- 一方、第２回理事会では、都道府県立図書館向けの研修の旅費援助の対象とすることへの懸念が示された。そこで、市区町村立を含む全ての図書館員が参加できる内容「図書館の圏域サービス向上を考える研修」として再検討した上で、臨時総会を招集したが、定足数に達せず不成立となった^１。
- 臨時総会で審議できなかったことから、令和７年度は研修を実施しないこととし、併せて提案事項については、県立長野図書館からの依頼により取り下げることとなった。

（２）令和７年度

- （１）のとおり臨時総会は不成立に終わったため、再度、令和８年度以降の「研修への取組に関する方向性について」第１回理事会及び定期総会の協議事項としてお諮りした。事務局より以下の方向性を提示した。

＜方向性＞

- ① 要望書を提出する
- ② 研修事業を実施する
- ③ 要望書の提出も研修事業も実施しない

- 定期総会において、令和７年度第２回理事会もしくは令和８年度第１回理事会で方向性を決めることについて承認され、全公図と

^１ 臨時総会は定数（全３,２９２館）の１／５（６５９館）で成立するが、投票館数が６３６館で定数に至らず、不成立となった。ただし、質疑応答を踏まえた投票館の内訳は、「承認する」が５７３館、「承認しない」が６３館で、約９割が承認した。

しては、文部科学省の有識者会議の動向を注視しつつ協議を継続することとした。

- 令和８年３月に有識者会議報告書が公表されたことを受け、事務局は要望書の取扱いについて速やかに検討を進めるため、県立長野図書館（提案館）および静岡県立図書館（有識者会議委員）と協議の上、要望書案を作成し理事に意見照会を行ったところ、協議の進め方を含め多様な意見が寄せられた（参考資料）。

2 要望書の取扱いについて

令和８年度第１回理事会において今後の進め方を協議した結果、文案等を理事会で検討した上で要望書を提出する旨、定期総会に諮ることが承認された。これを踏まえ、本総会では以下のとおり提案する。

提案：要望書の内容、文言、提出時期及び提出の最終的な判断等の取扱いについて、理事会に一任することとする。

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 6月26日（金） 令和８年度定期総会
- ・ 8月中 理事館に要望書案送付
（内容精査の上、要望書提出の是非を最終決定）
- ・ 10月頃 臨時理事会（書面開催）
- ・ 秋頃 文科省に提出

有識者会議報告書を踏まえた要望書試案（令和８年２月時点）と意見照会結果について

【令和８年２月理事館あて意見照会時 要望書試案概要】

- 公共図書館に関連する基準等の改定について
「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等、公共図書館に関する基準等の改定に速やかに取り組むこと。改定時に公共図書館の意見を反映できるよう配慮すること。
- 研修の枠組みにかかる国による制度設計について
特に DX、電子情報資源、読書バリアフリー等、共通の課題について、個々の取組には限界があるため、国による研修の枠組みについての制度設計を要望する。

【意見照会に対する主な意見】

＜要望内容について＞

- 報告書にある司書、司書教諭、学校司書の養成についてのカリキュラムの一体的な見直しは、現職者研修に対しても行っていただきたい。その際、国による研修内容の見直しと共に、地方公共団体における研修のあり方についても指針を出していただきたい。
- キャリアパス（経験年数や専門分野等）に応じた習得すべき知識・技能の内容について定期的に更新して示していく仕組みが検討されることを望む。
- 図書館員が経験年数や職位に応じたスキルを習得するための標準的な研修のカリキュラム提示等、仕組みの検討および実施 等

＜要望の進め方＞

- 要望書提出の是非は内容によって判断されるべきものであり、内容が確定する前の段階で「要望書提出ありき」で進めることのないよう留意すべき
- 全公図として、「めざす姿」や成果のイメージを共有し、実効性のある改定（要望）となるよう、文言を議論すべき。 等

報告（１） 図書館等公衆送信サービスに関する 関係者協議会等の進捗状況について

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会は、公衆送信サービスを図書館が実施するにあたり、出版団体業界団体からなる権利者側と図書館側がサービス実施に必要な事項を協議する場として位置付けられている。

1 現在の関係者協議会の状況

令和７年度全国公共図書館協議会定期総会にて報告した内容から進捗なし。

2 現在の関係者協議会以外の状況

令和５年３月２９日

- ・文化庁長官が「図書館等公衆送信補償金制度」に関し、補償金の額を認可

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93860201.html

令和５年６月１日 改正著作権法施行

- ・一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会（以下、SARLIB）がウェブサイトを開設

<https://www.sarlib.or.jp/>

令和６年４月１日

- ・日本図書館協会ホームページにて「図書館等公衆送信サービス実施要領（令和６年３月１５日初版）」が公開

令和６年６月

- ・文部科学省ホームページにて「令和５年度 子供の読書活動の推進等に関する調査研究（図書館資料のメール送信等サービスのための実証的調査研究）（令和６年３月）」が公開
「公立図書館における図書館資料のメール送信等のサービス事務処理手引書 第２版」や
「利用規約（ひな型）」「事務作業軽減ツール（管理ツール）」などが掲載されている。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/index.htm

（図書館の振興＞子供の読書活動の推進等に関する調査研究）

令和６年７月１２日

- ・「著作権法施行令の一部を改正する政令」が公布された。「言語の著作物」の全部複写に関する条文について規定された。
- ・文化庁が「「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」を公開

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=185001371&Mode=1>

令和６年８月１日

- ・令和６年７月１２日に公布された「著作権法施行令の一部を改正する政令」が施行された。

令和６年８月９日

- ・全国公共図書館協議会が「令和６年年度 公衆送信サービスの実施意向等に関するアンケート回答結果」を都道府県立図書館へ送付

令和６年１１月２９日、１２月２日

- ・ SARLIB が、「図書館向け SARLIB 説明会」を開催

令和 7 年 1 月 22 日

- ・ SARLIB が特定図書館等の登録及び利用報告の受付を開始

令和 7 年 2 月 20 日

- ・ 国立国会図書館が「遠隔複写 (PDF ダウンロード)」のサービスを開始

令和 7 年 5 月 30 日

- ・ 文部科学省ホームページにて「令和 6 年度 子供の読書活動の推進等に関する調査研究 (図書館資料のメール送信等サービスのための実証的調査研究) (令和 7 年 3 月)」が公開

「公立図書館における図書館資料のメール送信等のサービス事務処理手引書」が第 3 版に更新された。

令和 7 年 8 月 13 日

- ・ 全国公共図書館協議会が「令和 7 年度 公衆送信サービスの実施意向等に関するアンケート回答結果」を都道府県立図書館へ送付

令和 7 年 10 月 9 日

- ・ SARLIB が公衆送信除外対象資料のリストを公開 以降不定期に更新

3 今後の関係者協議会等の予定

年に 1 回以上の開催が想定されるが、具体的な日程等は未定。

4 そのほか

令和 5 年 10 月

- ・ 日本図書館協会著作権委員会が、『図書館等公衆送信サービスを始めるために 一新著作権制度と実務』を刊行した。

令和 6 年 3 月

- ・ 日本図書館協会著作権委員会が、『著作権関係資料集 図書館等公衆送信サービス編 2020～2023』を刊行した。

報告（２） 「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」 の動向について

1 開催状況

- 第1回 令和6年12月17日（火）
- 第2回 令和7年1月23日（木）
- 第3回 令和7年3月11日（火）
- 第4回 令和7年5月22日（木）
- 第5回 令和7年7月17日（木）
- 第6回 令和7年9月2日（火）
- 第7回 令和7年10月7日（火）
- 第8回 令和7年11月14日（金）
- 第9回 令和7年12月18日（木）
- 第10回 令和8年2月25日（水）

2 協議内容

各回の議題は以下のとおりです。

なお、文部科学省のホームページで配布資料と議事要録が公開されています。

- ・「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/050/index.html

第1回

- 1 会議の設置について
- 2 図書館・学校図書館の運営の充実方策について
- 3 その他

第2回

- 1 デジタル社会に対応した図書館・学校図書館の運営充実の在り方について

第3回

- 1 多様な人々のための読書環境の整備について

第4回

- 1 デジタル社会への対応、多様な人々のための読書環境の整備に係るこれまでの主な意見のまとめ
- 2 読書推進人材の活躍機会の拡大について

第5回

- 1 図書館・学校図書館と関係機関等との連携・協働の促進等のあり方について

第6回

- 1 これからの子供の学びを支える読書環境の充実について

第7回

- 1 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成について
- 2 「これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」報告書骨子案について

第8回

- 1 「これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」報告書骨子案について

第9回

- 1 「これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」報告書案について

第10回

- 1 「これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」報告書案について

3 報告書

「図書館が拓く未来の学びと地域社会（報告書）」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/050/index.html

報告（３） 「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」の 動向について

1 開催状況

第１回 令和７年８月７日（木）

第２回 令和８年２月５日（木）

2 協議内容

各回の項目は以下のとおりです。

なお、令和５年度から国立国会図書館のホームページで配布資料と議事要録が公開されています。

- ・「資料デジタル化に関する協議」（国立国会図書館）

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/consult.html>

<https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/proceedings.html#anchor01>

第１回

1 報告事項

- (1) 資料デジタル化の進捗状況
- (2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について
- (3) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複製の実施状況
- (4) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- (5) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- (6) デジタル化資料送信サービスに係る除外手続について
- (7) 官庁出版物の全文テキストデータの国立情報学研究所（NII）への提供について

第２回

1 報告

- (1) 資料デジタル化の進捗状況
- (2) 補正予算による資料デジタル化等の実施について
- (3) デジタル資料の長期保存に係る取組の進捗状況について
- (4) 視覚的作品等を主体とするデジタル化資料の複製の実施状況
- (5) 図書館向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- (6) 個人向けデジタル化資料送信サービスの実施状況
- (7) デジタル化資料送信サービスに係る除外手続について
- (8) 「資料デジタル化及びデジタル資料長期保存に係る基本計画 2026-2030」の策定について
- (9) 官庁出版物の全文テキストデータの国立情報学研究所（NII）への提供に係る事前検証について
- (10) 新聞資料のデジタル化について

2 協議

送信を留保している商業出版雑誌を送信候補とすることについて

この内規は、昭和四十九年六月二十七日から適用する。

付 則 (昭和五十年六月二十六日)

分担金改正)

この内規は、昭和五十一年四月一日から適用する。

表彰規程

(目的)

第 一 条 この規程は、全国公共図書館協議会あるいは、公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第 二 条 全国の公共図書館並びに図書館協議会から推薦された者で、次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

一 特に本会に功労のあつた者

二 永年図書館の事務に従事し、功労のあつた者

三 永年図書館協議会の委員として功労のあつた者

四 その他、特に表彰することが適当と認められた者

2 すでに表彰された者であっても、その後前項の他の項目に該当するにいたったときは、さらに表彰することができる。

(表彰の方法)

第 三 条 表彰は、表彰状の贈呈をもつて行う。理事会で必要と認めたときは、

あわせて記念品を贈呈することができ。

(経費)

第 四 条 表彰に要する経費は、本会の会計をもつてこれにあてる。

(委任)

第 五 条 この規程の施行について必要な事項は、理事会で定める。

付 則

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行し、本会が設立されたときから適用する。

表彰規程施行内規

最終改正 平成十三年六月二十七日

第二条一項の適用については、次による。

第 二 号

一 公共図書館に勤務した期間が三十年以上で功労のあつた者

二 公共図書館の館長として十年以上勤用する。

三 務し功労があり転退職した者

司書の資格を有する者で、公共図書館に勤務している者が、公共図書館、大学図書館、学校図書館、公民館図書室及び図書館類縁機関に勤務した期間の合計が三十年以上で功労のあつた者

第 三 号

一 委員の期間が十五年以上で功労のあつた者

二 委員として十年以上の職にあり、功労があり退任した者

付 則 (昭和四十五年六月二十五日)

この内規は、四十五年六月二十五日から適用する。

付 則 (平成十三年六月二十七日) 司書資格を有する者の特例)

この内規は、平成十三年七月一日から適用する。

別表 全公図分担金

県 名	分 担 金 (円)	県 名	分 担 金 (円)
北海道	44,400	滋賀	24,400
青森	24,000	京都	29,500
岩手	23,800	大阪	61,500
宮城	29,100	兵庫	40,900
秋田	22,600	奈良	24,300
山形	23,100	和歌山	22,300
福島	27,000	鳥取	20,300
茨城	31,000	根拠	20,900
栃木	27,300	岡山	27,100
群馬	27,300	広島	31,700
埼玉	52,700	山口	24,500
千葉	47,700	徳島	21,200
東京	80,300	香川	22,300
神奈川	61,400	愛媛	24,400
新潟	29,000	高知	21,100
富山	22,800	福岡	42,500
石川	23,200	佐賀	21,600
福井	21,400	熊本	24,300
山梨	21,600	大分	26,400
長野	27,900	宮崎	23,300
岐阜	27,600	鹿児島	23,000
静岡	36,000	沖縄	25,700
愛知	53,700	国 会	24,100
三重	26,500	国 立	60,000
計			1,498,700

この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別表

都道府県名	地区協議会名
北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	北日本
茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡	関東
富山・石川・福井・岐阜・愛知・三重	東海・北陸
滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	近畿
鳥取・島根・岡山・広島・山口	中国
徳島・香川・愛媛・高知	四国
福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	九州

別紙四

委員会通則

(委員会)

第一条 全国公共図書館協議会(以下「全国協議会」という。)規約第十三条に規定する委員会は、次のとおりとする。

- (1) 行政委員会
- (2) 財政委員会
- (3) 職員委員会
- (4) その他必要と認める委員会

(任務)

第二条 委員会は、理事会と緊密な連携をもち、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その成果を理事会へ報告する。

(構成)

第三条 委員会は、各都道府県から選出された一名の委員をもって構成する。ただし、理事選出県は、理事を充

てる。

(委員長等)

第四条 委員会に委員の互選で委員長及び副委員長各一名を置く。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、委員長の職務を代行する。

- 4 委員は、委員会に出席するほか、委員会に関する調査研究に当たる。

(集会)

第五条 委員会は、全国協議会の会長の承認を得て、委員長が招集する。委員会は、合同して委員会を開くことができる。

(小委員会)

第六条 委員会が必要と認めたときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。

- 3 小委員会の委員は、委員会の中から委員会が推薦する若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。

- 4 小委員会の委員長及び委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

(調査員)

第七条 委員会若しくは、小委員会に調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、委員会若しくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その

結果を委員会若しくは、小委員会へ報告する。

- 3 調査員は、委員会若しくは、小委員会が委嘱する。

- 4 調査員は、委員会若しくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会事務局)

第八条 委員会及び小委員会の事務局は、それぞれの委員長が所属する図書館内に置く。

付則

この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別紙五

分担金規程

最終改正 令和二年六月二十五日

(分担金)

第一条 分担金は、都道府県を単位とし、都道府県の基本金一七、五〇〇円に当該都道府県内の人口(万人未満切捨)に五〇円を乗じた額(二〇〇円未満切捨)とする。

- 2 1の金額が従前の額を超える場合は、従前の額を上限とし、当分の間別表のとおりとする。

(納入方法)

第二条 分担金は一括して、納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。

(納入期日)

第三条 分担金は、毎会計年度の初めに納入するものとする。

付則(昭和四十五年六月二十五日)
この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

付則(昭和四十七年六月二十二日)
分担金改正

この規程は、昭和四十八年四月一日から適用する。

付則(昭和五十年六月二十六日)
分担金改正

この規程は、昭和五十一年四月一日から適用する。

付則(平成十九年六月八日)
分担金改正

この規程は、平成十九年四月一日から適用する。

付則(平成二十二年七月九日)
金改正

この規程は、平成二十三年四月一日から適用する。

付則(令和二年六月二十五日)
金改正

この規程は、令和三年四月一日から適用する。

国立国会図書館に関する内規

最終改正 昭和五十年六月二十六日

一、全国公共図書館協議会規約第二条第二項の適用については、次による。

一 国立国会図書館は客員とし、理事会及び総会に出席し意見を述べる
ことができる。

二 国立国会図書館の分担金は、分担金規程にかかわらず六万円とする。
付則(昭和四十九年六月二十七日)

(参 与)

第十四条 この会に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 参与は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

第八章 会 計

(経 費)

第十五条 この会の経費は次のものをもつて充てる。

- (1) 分担金
- (2) 国庫補助金
- (3) その他の収入

2 分担金については、別に定める。

(別紙五)

(会計年度)
第十六条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第九章 事 務 局

(事務局)

第十七条 この会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の統括のもとに事務を処理する。

3 事務局に必要な職員を置く。

4 職員は会長が任命又は委嘱する。

5 事務局及び職員に関する事項は、会長が別に定める。

第十章 雑 則

(細 則)

第十八条 この規約に定めてあるものの

ほか、この会の運営に必要な細則の制定及び改廃は、理事会の承認を経て、会長が定める。

付 則 (昭和四十五年六月二十五日)

1 この規約は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

2 第十二条の下部組織については、当分の間、現に存する組織をもつて、これにかえることができる。

別紙一

区分	理事数	区 分	理事数	計
北日本	4	中国	3	36
関東	8	四国	3	
東海	3	九州	4	
北陸		図書館協議会	7	
近畿	4			

付 則 (昭和四十七年六月二十二日)

日役員数改正

この規約は、昭和四十七年六月二十二日から施行する。

付 則 (昭和四十九年六月二十七

日役員の任期改正)

第六条第五項の規定にかかわらず、役員の任期は昭和四十九年度に限り一年とする。

付 則 (昭和五十七年六月二十一

日役員数改正)

この規約は、昭和五十七年六月二十一日から施行する。

この規約は、平成二十三年四月二十二

日から施行する。

別紙二 (削除)

別紙三

地区協議会都道府県協議会通則

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この通則は、全国公共図書館協議会 (以下「全国協議会」という。) 規約第十二条の規定に基づき地区協議会及び都道府県協議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 地区協議会

(地区協議会)

第二条 地区協議会は、全国協議会及び都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図るものとする。

2 地区協議会は、別表のとおりとする。

(事 業)

第三条 地区協議会は、次の事業を行う。

- (1) 調査研究
- (2) 資料収集及び情報交換
- (3) 連絡協力
- (4) その他必要な事業

(役 員)

第四条 地区協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長

- (3) 幹 事
- (4) その他

2 前項の幹事は、地区より選出し、会長及び副会長は幹事の互選とする。

(経 費)

第五条 地区協議会の経費は、次のものをもつて充てる。

- (1) 分担金
- (2) その他の収入

2 地区協議会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事務局)

第六条 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内に置く。

(連 絡)

第七条 地区協議会は、会則、役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。変更があつたときも同様とする。

2 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。

第三章 都道府県協議会

第八条 都道府県協議会は、全国協議会及び地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図る。

(準 用)

第九条 第二条から第九条までの規定は、都道府県協議会に準用する。

付 則

全国公共図書館協議会

全国公共図書館協議会規約

(事務局)

東京都港区南麻布5-7-13
都立中央図書館内

全国公共図書館協議会規約

最終改正 平成二十二年七月九日

第一章 総則

(名称)

第一条 この会は、全国公共図書館協議会と称する。

(構成)

第二条 この会は、全国の公共図書館をもつて構成する。

2 国立国会図書館の取扱いについては、別に定める。

(事務所)

第三条 この会の事務所は、会長が所属する図書館内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第四条 この会は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第五条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公共図書館に関する行政、財政及び事業の調査研究

(2) 資料の収集及び情報の交換

(3) 関係機関に対する要望

(4) その他目的を達成するために必要な事項

第三章 役員

(役員)

第六条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 一名

(2) 副会長 五名以内

(3) 理事 三十六名以内

(4) 監事 三名

2 会長及び副会長は、理事の互選として総会で承認するものとする。

3 理事は、別に定める別紙一の区分からの推薦により総会で承認するものとする。

4 監事は、総会において選出する。

5 役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第七条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 理事は会務を審議する。

4 監事は、会計を監査する。

第四章 会議

(会議)

第八条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第九条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、構成員の五分の一以上の出席で成立する。

3 議事の成立は、出席者の過半数の同意をもつて決め、可否同数のときは、議長の決めるところによる。

4 定期総会は、毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は構成員の三分の一以上の要求があつたときは、臨時総会を開催することができる。

5 総会の権限は、次のとおりとする。

(1) 主要事業の決定及び事業報告の承認

(2) 予算の決定及び決算の承認

(3) 規約の改正

(4) その他、この会の目的の達成に、必要かつ重要な事項

(理事会)

第十条 理事会は、会長、副会長及び

理事をもつて構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の三分の一以上の要求があつたときは、会長が招集する。

3 理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。

4 理事会は、次のことを審議執行する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委任された事項

(3) その他必要な事項

5 総会を開催することができないと会長が認めた場合には、理事会は総会に代わつてその権限を行う。ただし、次期総会において承認を得なければならぬ。

6 前条第三項の規定は、理事会に準用する。

第五章 部会

(部会)

第十一条 (削除)

第六章 地方組織及び委員会

(地方組織)

第十二条 この会に、各地区協議会及び各都道府県協議会を置く。

2 前項の協議会に関する組織及び運営について特別に定める。(別紙三)

(委員会)

第十三条 この会の事業を推進するため、委員会を置くことができる。

2 委員会については、別に定める。

(別紙四)

第七章 参 与